

エンジニアのジレンマ

山田 健二

序論：エンジニアのジレンマ

世紀の変わり目をむかえて、科学技術のこれ以上の進展を疑問視する、いわゆる「限界論」が再び勢力を増しつつある。安易な限界論は論外であるとしても、確かに科学技術の巨大化、複雑化は、我々一般市民に対して身体的かつ経済的脅威となりつつあるのは確かであり、科学技術に対する外部からの批判的検討は緊急を要する課題であるといえる。だが、科学技術の社会学、経済学といった研究がすでに一定の成果を収めている一方で、「科学技術の倫理学」は（自立した研究分野としては）なお立ち遅れているのが現状である。そこで本論文で、私はさしあたって、この倫理学の主題の一つとなるべき、「エンジニアの倫理学」の必要性に注目する⁽¹⁾。

エンジニアはもちろん、科学技術の現場での担い手の一翼をなすものであり、我々一般市民は、リスクを賭して彼らを信頼して日常の諸生活を営むのである。現代的生活において彼らの重要性は図りしれない。それだけいっそう、我々は彼らに倫理的であることを要求する。だが倫理的なエンジニアとはどのようなものだろうか。それはどのような観点から構想されるべきなのか。あるいは、「エンジニアの倫理学」の基本的フレームワークとなるものは何であろうか。

次のように考えてみたい。そもそも、特にエンジニアにねらいを定めた倫理学の存在意義というものはどこにあるのだろうか、と。その答えとして私が提案したいのは次のとおりである。「エンジニアの倫理学」は、応用倫理学⁽²⁾の枠組みで考えられるべきであって、すなわちそれは、抽象的にとらえられた「一般的人間」に適用されるべき倫理的諸原理や諸原則を主題とするのではなく、あくまでも職業や役割、人間関係など、特定の社会的文脈に置かれている、いうならば現実的な厚みをもった「具体的人間」⁽³⁾を扱い、その文脈ゆえに彼に生じうる倫理的諸問題とその解決を主題とするのである。要するに、「エンジニアの倫理学」の基本的フレームワークは、それがあくまでも「個人の倫理学」であるということである。つまりそれは、(1) 一人の現実のエンジニアが、どのような倫理的問題

に出会う可能性があり、また、(2) 彼は、一人の現実のエンジニアとして、その問題的状态にいかに対処すべきか、それを主題とするものとして構想されなければならない。

このことは決してあたりまえのことではない。というのも、通常の倫理学は、倫理的問題をながめ、その妥当な解決を探るにおいて、行為する個人の観点からではなく、第三者（つまり特定の現実的文脈から待避した観察者）の観点からするのがしばしばだからである（Whitbeck [1998]）。さらに通常の倫理学は、倫理的主体を問題にせず、倫理的判断とその妥当性を論じてそれで満足する（Hampshire [1949]）。だが現実の個人は、さまざまな社会的関係性の中で、単に判断するだけでなく、判断もしくは決断を実際に行動に移し、いったん行動したからには、そのことから生じるさまざまな社会的帰結を、自身が引き起こしたものとしてその身に引き受けなければならないような、まさに一個の「人格」である。あらゆる「合理的」理由で中絶を決意した女性は、その「正しさ」にもかかわらず、取り除くことのできない「悔い」を背負うかもしれない（Williams [1965], Marcus [1980]）。実際、彼女がある生命の可能性をつみとったことは紛れもない事実であり、そのことは彼女の履歴に追加され、消すことはできないのである。

エンジニアもまた一人の現実の個人であり、またそのようにふるまうべきである。ところでエンジニアには、その職業につきものの一つの切実なジレンマがある。それは、雇用者もしくは依頼者に対する義務と、公衆（社会）に対する義務との葛藤である⁽⁴⁾。

公衆に悪意をもって危害を加えようというエンジニアは多分ほとんどいない。だが経営上のある種のポリシーが、その副次効果として、公衆に危害を加える可能性をもつようなとき、エンジニアはしばしばジレンマに陥る。(1) その危害の可能性はごく僅かであるかもしれない、(2) その危害による被害は取るに足りないものかもしれない、(3) そのポリシーを見直すことは大きな損失を経営者にもたらすかもしれない、(4) そのポリシーは、「公衆にかくかくの危害を与える可能性」があることを除いては、公的に咎められるべき何の落ち度もないかもしれない（つまりあらゆる面から合法的であり、また関連するあらゆる規制基準を満足しているなど）、(5) そのポリシーを見直す権限は自分には与えられていない、等々。彼はこれらの「弁解」のもとで、このジレンマに目をつむり、公衆への危害の可能性を放置してしまうかもしれない。だが我々は、このジレンマを真剣に受け止めるような倫理的なエンジニアを望む。というのも、エンジニアリングとは、我々市民を危険にさらす可能性を常に含んで行われる一種の「社会実験」であり、我々市民は、この実験の無力な被験者の立場におかれているからである（Martin and Schinzinger [1989]）。エンジニアの専門家としての判断の社会的含意は、きわめて大きいのである。

我々は、エンジニアが、彼を襲うジレンマを真剣に受け止めることを望むが、ここで私

は次のことを主張したい。すなわち、「個人の倫理学」という観点こそが、エンジニアのジレンマを、彼にとって切実なものとするのだ、と。以下の三つの節で、この論点を展開することに努めよう。まず第一節で、改めて「個人の倫理学」とはどのような観点であるか論じる。ついで第二節で、この観点の重要性を例証するために、「製造物責任」という法的概念を検討する。というのはこの法的概念（とその運用）は、エンジニアの（個人のものとしての）「責任」概念を空洞化する危険性を内蔵するものだからである。最後に第三節で、ジレンマはどのように受け止められるべきかを素描する。あらかじめ要約するなら、(1) ジレンマを所与としてではなく、一連の（知的な）問題解決活動の過程にあらわれる（明確な表現を与えられた）一つの局面として受け止め、しかも、(2)「個人の倫理学」の観点からそれを見るよう努めるなら、ジレンマは異なる様相を帯びてくるだろうし、場合によっては解消することが可能であろうと私は論じるつもりである。ジレンマの発生は、つまるところ、一連の問題解決活動が失敗した（あるいは失敗しつつある）ことの一つの兆候なのである。そうだとするなら、ジレンマの発生に直面してなされなければならないことは、（ジレンマの発生に導くとみられた）もともとの問題状況に立ち返り、新たな観点から取り組み直すことであろう。

1. 「個人の倫理学」の重要性

「エンジニアの倫理学」は応用倫理学の枠組みで考えられるべきであると述べた。だが、従来「応用」倫理学とは、その名が示す文字どおりの試み、すなわち、既存の倫理学原理、原則、規則を実践的な個々の倫理的問題に応用もしくは適用しようという、天下り的な試みであった。だが「エンジニアの倫理学」の枠組みとなるべき「応用倫理学」はこのような「原則至上主義」であるべきでない。かつての応用倫理学と今日の応用倫理学は区別されるべきであり、前者が適切なものでないことを確認しておく必要がある。

既存の原則、規則を「応用」しようという発想の問題点は、それが次の事実を見損なっているという点にある。すなわち、適用されない規則はなく、規則はその適用を潜在的に含んでいるのである（MacIntyre [1984]）。規則とは、適用場面から独立に構想されて、そののちにどれかの適用場面にあてはめられるという、そのような順序で考えられるべきものではなく、むしろ、まず（規則を定めるべき）場面があって、そののちにその場面にねらいを定めて規則が構想される、そのような順序で考えられるべきなのである。だがここでいう「順序」とは何の順序か。

(1) まず、習慣獲得の順序である。子供はまず、親と子（自分）、自分と兄弟、自分と

友達、そのような社会的関係とそれに特有の社会的場面の中で、例えば「うそをついてはならない」ことを学ぶ。成長するに応じて彼はさまざまな社会的関係を蓄積していくが、そのたびに彼は、もとの規則をその社会的関係にまで拡張するか、あるいは逆に切り詰める。うそをついてはならないのはどのような場合か、うそをついてもやむを得ないとも考えられるのはどのような場合か、例えば医者患者に正直であるべきか。彼は新しい社会的関係と社会的場面に遭遇するたび、自覚的にかまたは無意識裏にか、規則の適用について学んでいくのである。

(2) だがそれ以上に、それは「論理的」もしくは「概念的」順序でもある。というのは、適用なき規則とは空虚な文言にすぎず (*ibid*)、すでに定義された行為や意図の類型がまずあってはじめて、それらを規制するものとして、規則が存在可能になるからである。「うそをついてはならない」という規則は、「うそをつく」という行為が存在しなければ可能ではないし、そもそも「うそをつく」という行為そのものが、社会的なもろもろの関係を背景に、またそれらを通じて、規定され、定義されていくのである。ある種のふるまいが、いつ「うそをつく」行為とみなされるかは必ずしも自明でない。「うそをついてはならない」という規則が何を意味するものであるのかも、同じ程度に不明確である。特にその規則が、その適用の可能性というものから完全に切り離されて考えられたような場合には、なおさらである。

「規則」というものがこのように適用に依存した概念であるなら、現実の社会的場面で生じる倫理的諸問題を扱う応用倫理学は、従来の「応用」倫理学のような「原則至上主義」に安んじているわけにはいなくなる。従来の「応用」倫理学は、その目的には適切でない人間像に基づいてきたといえる。MacIntyre の指摘するとおり、それが描いてきた人間とは、共通の道徳的本性をもち、共通の合理性を備えていると想定される抽象的な人間であり、誰でもあるはずだとみなされるが、その実、誰でもないような人間なのである。現実の倫理的諸問題を扱うべき応用倫理学は、現実に存在するあれやこれやの人間からはじめなければならない。普遍的な道徳性というようなものからではなく、現実の人間からはじめなければならない。そして、現実の人間とは、さまざまな個人的履歴と社会的関係に取り囲まれた存在であり、それらを離れて措定されうるものでは決してないのである。

なかでも応用倫理学は、一般に、社会的関係の明示された個人を扱う。すなわち、医師、看護師（それに患者）、ジャーナリスト、弁護士、経営者、公務員、そして科学者やエンジニアなどである。彼らは少なくとも、公認の名称をとまうという点で、その社会的位置が明示されている。そして通常、その社会的役割も明らかである。明らかでないのは、その役割ゆえに生じる社会的責任は何であり、それはどの程度に及ぶかということである。

その内実を、それぞれの場合に即して明確にしていく作業こそ、応用倫理学の主要な課題となるべきなのである。

「エンジニアの倫理学」の場合、エンジニアの社会的役割すら実のところそれほど明確ではないという現状がある。特に我が国において、その専門性や知識の行使が社会的に重大な影響をおよぼしうること、それゆえにこそ、雇用者や依頼者に対する通常の義務に加えて、一般市民（「公衆」）に対する直接の義務を負っているという事実に対する自覚的反省が組織的になされはじめたのは、つい最近のことである。「エンジニアの倫理学」は端緒についたばかりであり、「エンジニアとは何であるか」という問いからはじめなければならない。

だが一つすでに明らかなことがある。すなわち、エンジニアが何であるにせよ、それは遊離した「社会的役割そのもの」というような抽象物ではなく、肉体をもった現実の一個人であるということである。エンジニアがその専門的知識を行使するとき、現実の一個人がそうするのであり、エンジニアが依頼者、また、公衆と向き合うとき、現実の一個人がそうするのである。休暇で家族サービスにいそしむエンジニアは、先週気にかけてながらもやりすごしてきた設計ミスのことを忘れていいわけではない。個人はさまざまな社会的網の目の焦点にあり、さまざまな社会的役割をもつ。彼は社会的に、あれ（例えばエンジニア）でもあり、これ（例えば父親）でもある。だがそれだけの数の彼がいるわけではない。そこには一人の個人がいるだけである。エンジニアの「制服を着ている」間だけ彼はエンジニアでいるというわけではないのである。彼のエンジニアとしての行為は、彼の父親としての行為同様、彼の履歴に積み重なり、彼の人格の一部となっていく。彼が行ったことの帰結は、まさに、それが彼が引き起こしたことであるという点において、彼に「責任」がある⁽⁵⁾。要するに、エンジニアが雇用者や公衆に対して責任を負うというとき、それは一人の個人がその全人格をかけて負うべき責任なのであり、彼に職務上のジレンマが襲うとき、それは一人の個人が切実に引き受けなければならない問題なのである。

2. 製造物責任をめぐる

「個人の倫理学」という観点の重要性をさらに例証するために、それを「全体志向の倫理学」とでもいうべき観点と対照してみる。ここでは特に「製造物責任」という法的概念を検討する。この法的概念が、「個人」という契機からではなく、「社会全体」という契機から正当化されるものであること、したがって、この法的概念は、（あくまでも）個人のものとしてのエンジニアの責任の確立を、一見そう思えるように、制度的に支援するとい

うようなものではなく、エンジニアの責任をそれに基づけようとするなら、むしろ逆に、「個人のものとしての責任」という観念を空洞化しかねないものであるということを論じたい。我々が求めているのはあくまでも倫理的なエンジニアであったのに、製造物責任という法的概念は、その組織的、あるいは社会的代替を与えがちなのである。

我が国での「製造物責任法（Product Liability Law）」は1994年6月に成立、翌7月に施行された。製造物責任法は、民法の定める不法行為法の特別法として位置付けられている⁽⁶⁾。不法行為法（Tort Law）とは、「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず」（民法第709条）とあるとおり、他人の権利侵害に対する賠償責任を規定するものである。製造物責任法は特に、欠陥ある製品の提供によって他人の経済的・身体的権利を侵害したとき、つまり他人に危害を与えたとき、製造者は賠償責任を負うと規定する。

他人に損害を与えたものはその賠償責任を負うというのは広く受け入れられる社会のルールであり、不法行為法とはこの社会常識的直観の法律的表現にほかならない。だが法として運用される際に実際上の問題となるのは、それに対して賠償責任を負うべき「損害」の範囲を、どのように条件づけるべきかということである。従来の不法行為法は、「過失責任主義」をとってきた。すなわち合理的な基準からして過失があったと判定される場合にのみ、加害者は自分の与えた損害に対して賠償責任を負うとされる。このルールの背景にあるのは、互いに対等であり、他者に危害を加える以外のことに對して絶対的自由を所有している諸個人からなるという、自由主義的社会像であるといわれる（中野 [1994]、前田 [1984] など）。他方、製造物責任法は、「結果責任主義」もしくは「無過失責任主義」をとる。すなわち、加害者に過失のあるなしにかかわらず、損害を与えた場合はこれに賠償責任が生じるとする。

賠償責任のルールとして過失責任をとるか無過失責任をとるかということを決定する際、さしあたって考慮されるべきことは、被害者の損害の補填と将来の加害行為の抑止にどちらがより効果があるかである。だが、そのために費やされるコストは、社会全体の受益に見合っていなければならない。加害行為による損害は被害者の被る損害だけではない。その加害行為をめぐる紛争を処理するための費用、さらに被害者の損害を補填するために要する費用もまた、社会全体としての損害となる。とりわけ深刻な環境問題にさらされている現代においては、有限な資源の有効利用という観点からしても、社会全体の損害を考慮する必要性が切実なものとなっている。効率的でない紛争処理システム、賠償責任ルールが存在するとき、それらに要するコストは、社会的に見て、「どぶに捨てられる」がご

とくであり、放置されてよいものでは決してない（小林 [1991]）。

このように、効率性への配慮が、過失責任から無過失責任へと賠償責任のルールが転換されつつある一つの理由なのであるが、被害者救済、加害の抑止、紛争処理（など）の効率化、賠償額の適正な設定、賠償負担者の効率的分配といったさまざまな目標を同時に満足させるようなシステムは困難であり、経済学的観点からの予測が正確であるとの保証もない。（法制度を含めた）損害補填のあるシステムを実際に立ちあげて、その結果を待つしかない。要するに、それもまた、一種の「社会実験」なのである。

加害行為の抑止ということを第一の目標だとしてみよう。製造物責任法でいうなら、「欠陥ある」製品が市場に出まわるのを抑止することをその第一の目標だとしてみる。このとき、過失責任主義をとるか無過失責任主義をとるかをめぐって争点の一つとなるのは、注意義務へのインセンティブを、どちらがより高める傾向があるかということである。注意義務にはそれだけのコストがかかり、受益の見込まれる程度に応じてそれへのインセンティブが高まる。どちらの賠償責任ルールについてもそれを擁護する議論がある（*ibid*）が、詳細はここでは必要ない。確認すべきことは、このような議論が前提にしているのは、倫理的な個人からなる社会ではなく、経済的観点からのみ行動するとみなされる個人（いわゆる「経済人」）からなる社会であり、そのような社会において機能するシステム、つまり「成功」する（法制度的）システムとはどのようなものであるかを論じようとしているのである。

これは一種のミニマリズムであるといえる。すなわち、人間の動機・欲望についての最小限の基準だけを要請して、実際に動くことが保証できるシステムを設計すべし、というのがその理念である。ここで志向されていることは、明らかに、「全体の善の向上」であり、「全体としてみるならより善いといえる状態を模倣するには、どのようにルールを設定すればよいか」ということである。社会の最善の状態は、おそらく、そのすべてのメンバーが高度に倫理的であり、かつ彼らが十分討議を尽くして合意に至ったような状態、ということだろうが、この「最善の状態」を、ミニマルな倫理性のみをもつ「経済人」をそのメンバーとする社会でシュミレートすることができれば十分なのである。各メンバーの「内面」にまで踏み込む必要はここにはない⁽⁷⁾。

このように、不法行為法は当事者個人（の倫理性）を必ずしも志向するものでなく、個人の倫理の裏付けとなるものではないのである。ここに、いうならば不法行為法制度のモラル・ハザードとも呼びうる事態への危惧が生じうる。いわゆる「不法行為法の危機」である（棚瀬（編）[1994]）。この「危機」は、その表層においては、訴訟の増大、損害賠償

額の高額化、保険の破綻など、紛争処理に要する諸費用の著しい非効率としてあらわれるが、より深層においては、個人のものとしての「責任」概念の空洞化をもたらすものとしてあらわれる。この事情は次のとおりである。

先に触れたことだが、不法行為法が求められた本来の社会的背景において理想化された「自由市民」とは、各個人は、他者に危害を与えない限りでの最大限の自由を有する自律的存在であった。この前提の実質的細目として、次の三つの原理を考えることができる(中野 [1994])⁽⁸⁾。第一に、行為主体がなした行為の責任者はほかでもなく自分自身であるという、「自己責任の原理」、第二に、行為主体は自分の行為の意味や影響範囲を自覚し、見通しているという、「通曉性の原理」、そして第三に、責任が問われ得るのはどれかの行為主体の行為の結果として加えられる損害である(逆にいえば、行為主体が特定されなければ「加害」はない)という、「行為者責任の原理」である。これらの諸原理から過失責任主義が自然に正当化されることになる。すなわち互いに対等であり、自律的かつ理性的な行為主体の相互交渉においては、有効な(つまり賠償責任に値する)不法行為とは、すべて行為者の自由意志による自覚的行為であって、要するに「過失」なのである。

だが現代的状況はこのような諸原理を不合理なものとする(*ibid*)。何より現代においては、公害、薬害、医療過誤、ハイテク機器の欠陥など、市民が権利侵害を受ける可能性は日常のあらゆる場面に存在している。なおかつ、安全性に関する知識は(潜在的な)加害者側に決定的に握られており、市民は「専門家」を信頼するしかない状況である。加害者と被害者の力の格差は歴然としている。もはや「行為主体は互いに対等」などではないのである。権利侵害の大量発生・定型化は、責任ある行為者の特定を待っている有効な被害者救済ができない状況を作り出している。そもそも現代において、「加害者」となるのは多くは企業や組織であり、そこには「責任」を求めるべき「行為」も「行為者」も、文字どおりの意味でなら、存在しないのである。というのは企業や組織においては、さまざまな(限られた視野しかもたない)ミクロの行為とその行為者しかなく、それらをすべて見通して管轄する「全体的意志」なるものはないからである。これがまず、不法行為法の表層的な危機である。

過失責任主義から無過失責任主義への転換はこのような状況に対する一つの反応であるといえる。「行為」や「行為者」という観念が意味をもたないとするなら、「過失」なるものも意味をもたないだろう。したがって、被害者をより効果的に救済するという観点に立つなら、過失の存在ではなく、被害の存在を賠償責任の要件とすべきであるとはもっともなことである。だがこの目標のためになら、おそらくより効果的であるのは、自動車事故の賠償制度をその範とするような、被害に対する保険制度を導入すること、あるいは紛

争解決手続を定型化すること（「司法の行政化」）であろう。実際、我が国における製造物責任制度は、法制化と平行して、裁判外紛争解決機関や賠償基金制度の整備に加え、民事訴訟手続を改正して紛争解決の定型化にそなえるなど、さまざまな政策の集合体であり、「脱不正行為化」（棚瀬 [1994]）の流れ、すなわち不正行為法を社会制度の中に吸収・解消していこうという流れをもつものとして理解できる。

だがここから不法行為法の深層的危機、あるいはより適切には、脱不法行為化による危機がはじまるのである。組織の個々の構成員はそれぞれの限られた機能においてのみしか行為者とはみなされないものであるから、現代的「不法」の加害者は、実体としては存在しないというほかに、したがって責任の主体が不明確なまま、あたかも通りがかりに遭遇した事故であったかのように被害が処理され、損害が補填されていくわけである。ここでは「不法」をめぐる、人格対人格の相互作用は失われている。むしろここにあるのは、「人格」として受苦する被害者と「機能」として応接する加害者の非対等性」（中野 [1994]）なのである。補償制度は被害者を効率的に「救済」とされる。だがそれが目を向けているのは、あくまでも「損害」でしかなく、被害者個人ではない。被害者が、損害賠償ということを超えて、自身に加えられた不法に対する本来の責任を問おうとすることは、無益な試みにすぎなくなる。かつて人格と人格との間で成立していたはずの、「責任」という観念は、形骸化してしまうのである。

製造物責任法によって製造者側は安全に対する配慮を強化するようになるとの楽観的見方もある。だが先に触れたとおり、それが正しいかどうかは「実験」の結果を待つしかない。むしろ損害賠償の範囲と基準の細目が判例の集積を通じて確立された場合に、注意義務もミニマルなものに定型化・マニュアル化され、紛争発生時の抗弁として機能することになるという憂慮もある。まさしくこれはモラル・ハザードというべき事態であろう⁽⁹⁾。求められているのは「高度な注意義務」であって、そこにミニマルな十分条件があるわけではない（杉本＋湖上 [1996]）。求められているのは、個々の責任者の、まさしく「責任」ある判断であり、態度なのである。

脱不法行為化の流れは、それ自体としては必ずしも「危機」と呼ぶべき状況というわけではない。だがそれは、法、あるいは社会志向の倫理と、日常的倫理観、あるいは個人志向の倫理との乖離を印象的に示すものではある。日常的倫理観を救い上げる法もしくは何らかの社会制度の構築は可能かということは興味深い問である。だがさしあたって、「全体志向の倫理学」の観点が個人の倫理の基礎付けとはならないという結論で十分である。

「エンジニアの倫理学」は「個人の倫理学」である。どのようなエンジニアとなるのか、どのようにふるまうのか、選択するのは自分自身である。そしてどのように選択するのであっても、それは自分の責任においてそうするのであり、彼に立ち現れる倫理的ジレンマは、彼自身が受け止めるべきなのである。というのも（再び繰り返すが）、我々が求めているのは、あくまでも倫理的なエンジニアであって、その組織的、あるいは社会的代替ではないからである。

3. ジレンマにどのように向き合うべきか

「個人の倫理学」という観点において、ジレンマは真剣に受け止められるべきものであり、安易な仕方で「解消」されるべき代物ではない。「個人の倫理学」においては、ジレンマとは、行為をまさしく自身の責任で選択するものとしての行為主体（個人）につきつけられる、倫理的挑戦である。どのような決定をなすのであっても、その責任は、そのような選択を選び、そのような行為をなした個人が負うものである。個人としてのエンジニアは、ことの成り行きを第三者的視点からながめて、自身の選択のいかなる帰結からも自由であるような、単なる観察者・思弁者とはまったく異なるのである。

だがそうすると、ジレンマに陥った個人はいったいどのようにふるまうべきだろうか。自然な意見は次のようなものであろう。何らかの正当な（決定）手続きにしたがって、可能な選択肢の「望ましさ」を比較考量し、それによって得られた結論に厳格に従う、と。そのような「決定手続」としては、それぞれの行為が影響を与える当事者を含む極大的な社会において、(1) 何らかの形で定義された「効用」を最大にする選択肢を選ぶものと、(2) 何らかの形で規定された「権利」を最も公平に分配する選択肢を選ぶものが考えられる。前者は要するに、「功利主義」であり、影響を被る諸個人の利害を一元化し（つまり「貨幣化」し）、利害をめぐってなされる駆け引きを「市場」と見立てて、その「均衡点」、つまり当事者間で合意が成り立つ（はず）とみなされる地点を求めていくというものである。他方後者は、ロールズの「社会契約論」である。当事者たちの利害の配慮に先立って、それぞれの（例えば）「人格」が可能な限り公正に配慮されるべきであるとする。両者とも精緻な議論の積み重ねがあり、批判的に検討するには慎重を要する。だがさしあたって、私は次のように主張したい。このような決定手続の採用は、当事者であるはずの個人を安易に観察者の立場に避難させてしまう危険性を孕むものであると。

問題は倫理学を決定手続とみる見方にある。この見方によれば、倫理的個人は「あれかこれか」という厳密な二者（あるいはそれ以上）択一を迫られているものとしている。だ

が近年の応用倫理学の進展が明らかにしたのは、倫理的に困難な状況とは必ずしも、あらかじめ明確な選択肢をとって、「あれかこれか」を迫るものとしてあらわれるものであるとは限らないということである⁽¹⁰⁾。実のところ、選択肢はしばしば、その困難な状態をある程度分析した結果としてようやくあらわれるのである。分析の結果なにがしかの選択肢が産出されたとき、問題の少なくとも半分は片付いてしまっている。倫理的問題は、一種の「つまづき」として当の個人に経験される。それが契機となって、彼は問題の分析にとりかかる。誰のどのような事情がここで配慮されるべきなのか、どのような要因が問題を複雑にしているのか、私のどのような職務がここで関係するのか、等々。分析の結果、彼はその問題がみかけだけのものにすぎず、自分のいかなる職務も相反する行為を命じるものではないことを見出すかもしれないし、正真正銘、職務が衝突しているのを見出すかもしれない。後者の場合、彼は可能な選択肢を実際に産出し、比較考量するかもしれない。

だがここで、彼は安易に決定手続に訴えるべきでない。というのは、その際に産出される選択肢は、あくまでもある観点から産出された選択肢にすぎないからである。それぞれの選択肢は、この観点によってあらかじめ「価値付け」されてあらわれる。このような「観点」は、問題状況の分析を通じて与えられるものであり、問題状況の捉えかたに依存して異なってくる。つまり、問題状況をどうみるかに応じて産出される選択肢は異なってくるだろうし、またそれらの選択肢を比較する観点も異なってくる。どのような選択肢が産出されるか、さらに、それらにどのような評価がなされるべきかということは、実際の比較考量に先立つあいだ「無垢」であるというわけではなく、すでにいかほどの価値判断を含んでいるのである⁽¹¹⁾。

要するに、倫理的反省とは、一連の知的な問題解決の過程全体なのである。それはまず、まだ未分化な「良心の呵責」からはじまる。行為者は、そこに何か問題があることに気付く。もし彼が十分に誠実であるなら、彼は立ち止まり、何が問題であるのか吟味しようとするだろう。彼は問題状況を正しく認識しようとする。ところで、「認識」とは常に、「ある観点からの認識」であり、さまざまな要因によって拘束されている。そして何らかの「表象」が産出される。それは当の問題状況の、彼にあらわれる限りでの明示的「表現」であり、分節され、明確にされ、そのようなものとして理解された問題状況の「再現」である。そして問題の解決案は、問題をどのように表象するかに決定的に依存しているのである。

当事者である個人がジレンマを真剣に受け止めるとき、それは単なる「計算問題」にすぎないのではない。どの選択肢を選ぶのであっても、彼はその帰結を引き受けなければならず、それだからこそ、ジレンマが切実になればなるほど、彼は真に困窮するのである。

「個人の倫理学」の観点からすれば、罪もしくは罰と引き換えでなければ、ジレンマを決定手続によって解決することは許容されない。決定手続は最後の手段である。どれかを選ぶ以外の解決があるなら、彼はそれを試みるべきである。そしてそれは、問題的状况を再考し、別な観点に移行し、問題を認識しなおすこと以外には不可能である。要するに、ジレンマの発生とは、認識が失敗したことを意味するのである。

倫理的問題状況において困難なことは、ときにジレンマが、当の個人の外部から、できあいのものとして彼に与えられるようにみえるということである。製品の安全性をテストしているエンジニアに、そのテストを必ず成功させるよう（暗黙のうちに）経営者がプレッシャーを与え、エンジニアに葛藤が生じるかもしれない。最初のテストに失敗し、だが品質改良などを試みる時間的・経済的余裕がなく、なおかつ安全性テストをクリアせよとの経営者方針を当のエンジニアが「至上命令」と受け止めてしまうなら、彼は自分与えられた選択肢が、テストで不正を行うか、命令に背いて会社を去るかの二つしかないと考えてしまうかもしれない⁽¹²⁾。だがこのような思考法に甘んじるエンジニアは、エンジニアとしての自分の責任の自覚が足りないと言わざるをえない。製品の安全性に関する専門家であり意志決定者は、経営者ではなく、彼であるべきなのである。このことに思い至るなら、できあいのジレンマとみえたものは消失する。「命令」に盲目的に従うことは、いつでも会社に対する忠誠をたもつことであるとは限らず、したがって彼の文字どおりの職務では決してない。彼が行うべきことは、経営者に当の製品の安全性についての彼の専門家としての判断を説明し、納得させるようにあらゆる手段を使うことである。

個人として問題に向き合うということはしばしば困難である。だがそのような態度で問題に挑むのでなければ、問題は適切に表象されることはなく、スキャンダルはいつまでも続くことになる。註11でふれたピント事件の安全ディレクターは、「人的被害を算定する」のではなく、「どれだけの人格が失われることになるのか」と考えるべきであった。失われることになる人格（将来の被害者）一人一人に対して、一個の人格として向き合うという覚悟、つまり、自らの判断の社会的帰結を一個の人格として引き受けるという覚悟が彼にあれば、彼は異なる結論を導いただろう。同様に、雇用者への誤った忠誠心のために安全性テストをごまかしてしまったエンジニアに、専門家としての自分の役割を、彼自身の責任において引き受けるという自覚があったならば、彼はおそらく雇用者に対してよきアドバイザーとしてふるまっていたであろう。いずれにせよ、エンジニアの「個人の倫理学」は、一方で、彼を専門家として雇用している雇用者に対して、他方で彼の専門家としての判断に直接影響を被る公衆に対して、それぞれもっている社会連関の確かさを自覚することからはじまるのである。

文献

- 今井兼一郎 [2000], 「技術者の評価と資格制度」, 日本機械学会誌 vol.103: 52-55.
- 加藤雅信 [1991], 現代不法行為法の展開, 有斐閣.
- 黒田亘 [1992], 行為と規範, 剋草書房書房.
- 後藤孝典 [1982], 現代損害賠償論, 日本評論社.
- 小林公 [1991], 合理的選択と契約, 弘文堂.
- 斎藤了文 [1998], <ものづくり>と複雑系, 講談社選書メチエ.
- 杉本泰治 + 湖上國夫 [1996], 製造物責任法 —— 法律家と技術者をつなぐ, 剋草書房.
- 棚瀬孝雄 (編) [1994], 現代の不法行為法 —— 法の理念と生活世界, 有斐閣.
- 棚瀬孝雄 [1994], 「不法行為責任の道徳的基礎」, 棚瀬 (編) [1994] 所収.
- 中野敏男 [1994], 「システム化社会と責任の再構成 —— 不法行為法の危機をめぐる社会倫理的考察」, 棚瀬 (編) [1994] 所収.
- 西山賢一 [1997], 複雑系としての経済, N H K ブックス.
- 林田学 [1995], P L 法新時代 —— 製造物責任の日米比較, 中公新書.
- ハリス、プリチャード、ラビンス [1998], 日本技術士会 (訳), 科学技術者の倫理 —— その考え方と事例, 丸善. (Harris, C. H., Pritchard M. S. and Rabins, M. J. (eds.) [1995], *Engineering Ethics: Concepts and Cases*, Wadsworth Publishing Co..)
- 札野順 [1999], 「我が国の工学関連学会の倫理綱領をめぐる」, 公開研究会・講演会「技術と社会の関連を巡って: 技術史から経営戦略まで」講演論文集, 日本機械学会.
- 札野順 [2000], 技術倫理の構築に向けて, 日本機械学会誌, vol.103: 24-26.
- 前田達明 [1984], 不法行為法理論の展開, 成文堂.
- 三井俊紘 + 猪尾和久 [1995], P L の知識, 日経文庫.
- Benhabib, Seyla [1992], *Situating the Self*, Routledge.
- Hampshire, Stuart [1949], “Fallacies in Moral Philosophy,” *Mind*, 58: 466-482.
- Johnson, D. G. (ed.) [1991], *Ethical Issues in Engineering*, Englewood Cliffs.
- Ladd, John [1980], “The quest for a code of professional ethics,” in Johnson (ed.) [1991].
- Layton, Edwin T. [1986], *The Revolt of the Engineers: Social Responsibility and the American Engineering Profession*, Johns Hopkins Univ. Press. (Johnson [1991] に抜粋)
- MacIntyre, Alasdair [1984], “Does applied ethics rest on mistake?,” *Monist*, 67: 498-512.
- Marcus, Ruth Barcan [1980], “Moral dilemmas and consistency,” in Marcus [1993], *Modalities: Philosophical Essays*, Oxford Univ. Press.
- Martin, Mike and Schinzinger, Roland [1989], *Ethics in Engineering*, McGraw-Hill.
- Nagel, Thomas [1976], “Moral luck,” in Nagel [1979], *Mortal Questions*, Cambridge Univ. Press.
- Whitbeck, Caroline [1998], *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge Univ. Press.
- Williams, Bernard [1965], “Ethical consistency,” in Sayre-McCord, Geoffrey (ed.) [1988], *Essays on Moral Realism*, Cornell Univ. Press.

註

- (1) 実際、技術者の社会責任に対する関心が、我が国においても急速に高まっている。まず、工学関連諸学会が、近年あいついで「倫理綱領」の採用に踏み切っている（札野 [1999]）し、また、技術者の国際相互認定制度の採用（今井 [2000]）に向けて、工学教育の見直し作業が進行中であり、アメリカで先行している “Engineering Ethics” という工学部向け科目（教科書として代表的なのは、Martin and Schinzinger [1989]）を導入することも試みられている（札野順 [2000]）。もちろん1999年の臨界事故のインパクトもはかりしれない。

- (2) 「応用倫理学」とは、さしあたっては、医療倫理や看護倫理、ジャーナリズムの倫理など、特定の話題におけるさまざまな特殊倫理学の総称にすぎない。だが第一節でみるとおり、本論で、私は二種類の「応用倫理学」を区別する。一つは、文字どおりの「応用」倫理学であって、（論者が推奨する）既存の倫理原則を、さまざまな実践的場面に「応用」しようという発想に基づくもの、もう一つは、それぞれの実践的場面の固有性を強調し、そのような場面にふさわしい道德性とは何であるかを探求しようという発想に基づくものである。私が荷担しているのは、もちろん後者の意味での「応用倫理学」である。
- (3) これらの用語は、Benhabib [1992] 所収の論文、“The General and the Concrete Other: The Kohlberg - Gilligan Controversy and Moral Theory” からとった。
- (4) 例えば、Layton [1986] など。
- (5) 行為者が責任を負うべき行為の結果がどこまでの範囲であるかを定めることは、もちろん容易なことではない。何が意図的に為されたことであり、何が不測の事態であるとみなされるかは、いつでも確定的というわけではない。黒田 [1992] や、また特に、Nagel [1976] を参照のこと。
- (6) 製造物責任法及び（民法の）不法行為法については、例えば以下のものを参考。加藤 [1991]、後藤 [1982]、杉本 + 湖上 [1996]、棚瀬（編）[1994]、林田 [1995]、前田 [1984]、三井 + 猪尾 [1995]。
- (7) だが、倫理性においてミニマルであるにしても、理性においてはマキシマルとみなされるというべきかもしれない。「経済人」は、関連するすべての情報を利用可能で、それらのデータから完全に合理的な結論を導く、と仮定されている。西山 [1997] はこのような人間像をもとにした経済学を批判している。彼が指摘するとおり、理性は全知でなく、限定されたものである。（斎藤 [1998] もみよ。）
- (8) ここでの「三つの原理」を指摘しているのは、中野 [1994] だが、それぞれの名称は、「自己責任の原理」をのぞいて、筆者が試みに用いたものである。
- (9) Ladd [1980] は、エンジニアの倫理を「倫理規定」という形で明文化していこうという試みに、同じ危険性があることを指摘している。
- (10) Whitbeck [1998] は、（個人に突きつけられる）倫理問題を、（技術者の）「設計問題」になぞらえている。両者共通の特徴は、まず何より、唯一正しい解決があるわけではないこと、だが適切でない解決というものがあり、その他、解決が満たしているべきもろもろの条件の拘束下で工夫が必要であるということである。
- (11) 有名な「ピント事件」がこのことを例証している（ハリスら [1998], p.208-9 や、三井 + 猪尾 [1995], p.17-9 などの記述を参照のこと）。70年代に流通したフォード社の小型普及車ピントの設計上の欠陥を問うPL訴訟で明らかになったことだが、当時のフォード社「安全ディレクター」は、ピントの設計上の欠陥を認識していたのみならず、設計上の改善をほどこすコストと、改善による「人的被害の節約」、つまり死傷事故に対して支払われるはずの賠償金の節約を見積もった上で、コストが受益を上回るとして改善の見送りを支持する報告書をだしていたのだった。彼の二者択一は、「改善のコスト分を上乗せして車の販売価格を上げる（ピントは低価格をうりにしていた）か、それとも、これから起こる事故を放置して、その度に賠償金を支払うか」であった。事故による身体的被害は、当事者にとって金銭的に代替することのできない、とりかえしのつかない被害であるはずだが、当の安全ディレクターには、そのような観点はなかったのである。
- (12) これは1972年に発覚したフォード社のスキャンダルの事例である（Martin and Schinzinger [1989] p.163-164）。